

IAM(知的資産管理): 特許以上、商標を越え、IPよりさらに先へ。ウォーターマークが提供する新しい発想。

出願要件オーストラリアでの商標登録について。

お客様の代理として商標登録を出願するためには、以下の情報が必要です。

要件

オーストラリアで商標登録を出願するには、以下が必要です。

- ・ 出願人の正式氏名と住所、
- ・ 出願人が法人の場合、法人化した国や州、
- ・ 標章の詳細、
- ・ 標章がロゴであるか、描写が標準の黒の大文字でない場合は、当事務所が適した表現を作成するため(なるべく電子フォームによる)鮮明な標章のコピーが1部必要です、
- ・ 標章が、着色される予定で、その色を要求する場合は、各色に割り当てた色の定義をパントンなどの世界標準カラーで指定してください、
- ・ 標章が英語でない単語を含むか、英語以外の単語で構成されている場合は、これらの単語の英語への翻訳が必要です、
- ・ 標章がローマ字でない文字を含むか、ローマ字以外で構成されている場合は、音訳が必要です、
- ・ 登録を請求する商品およびサービスの詳細リストが必要です。もし判れば、商品およびサービスが属する国際分類も必要です、更に
- ・ 先の出願から、優先権を主張して出願する場合は、その出願の詳細(番号、出願日、国および商品/サービス)も必要です。

優先権

優先権を主張する場合は、オーストラリアにおける商標登録の出願期限は、先の出願日から6ヶ月です。

追加情報

出願後、出願書類は、オーストラリア商標庁で約4ヶ月から6ヶ月以内に審査されます。

許可され、異議申立期間が終了した後(異議申立がなかったか、異議申立が対処されたと仮定して)、標章は登録されます。従って、審査官が拒絶しなかったか、または異議申立がなかった場合、出願から登録までは、僅か7ヶ月です。しかし、審査官が拒絶したか、商標に対して異議申立がなされた場合は、この期間は長くなります。

アメリカ合衆国のように、商標の「使用」あるいは「使用提案」に基づいて申請書を提出する必要はありません。オーストラリアでは、商標を使用する本当の意図で十分です。しかし、審査官が商標を拒絶したり、この出願に対して他の商標を引用したときは、審査報告に回答するとき、拒絶や引用を解消するために使用の証拠を提供することが必要となる可能性があります。

メルボルン

T +613 9819 1664
F +613 9819 6010

シドニー

T +612 9888 6600
F +612 9888 7600

パース

T +618 9325 1900
F +618 9325 4463

E mail@watermark.com.au
www.watermark.com.au

注: 代理人許可書や委任状は、当事務所がオーストラリアでお客様の代理として行為を行うのに必要がありません。

ウォーターマークの知的財産権に関する幅広いサービス内容を詳しく知りたい方は、mail@watermark.com.auにご連絡ください。

商標

